

F N o . 5 ・ 6 ・ 0

令和2年5月11日

市内障害福祉サービス等事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

通所系及び入所施設・居住系サービスにおける代替サービスの提供について(通知)

日頃より本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月7日に国による「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)」に基づく「緊急事態宣言」が行われたことを受け、市内各事業所に対しまして、令和2年4月9日付通知において、感染防止対策を徹底の上、事業を継続するようお願いするとともに、運営上の留意事項等につきましてお示したところです。

令和2年5月4日には緊急事態宣言が令和2年5月31日まで延長され、今後も多くの障害福祉サービス事業所等の利用者が、居宅等で長い時間を過ごすことが想定されます。

このような状況を踏まえ、代替サービスの提供における報酬の算定要件を一部見直すとともに、具体的な取組の事例をお示しすることといたしました。

つきましては、添付資料をご確認の上、代替サービスの提供を適切に行っていただきますよう、お願いいたします。

○適用期間

令和2年5月7日から当面の間

○添付文書

【別紙】代替サービスの提供における留意点について

以 上

福祉基盤課 指導班
電話 042-769-9226